

**「総合資源エネルギー調査会  
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第53回）」  
議事要旨**

**○日時**

令和5年7月31日（月）16時00分～19時00分

**○場所**

オンライン会議

**○出席委員**

山内弘隆委員長、秋元圭吾委員、安藤至大委員、五十嵐チカ委員、荻本和彦委員、小野透委員、桑原聡子委員、神山智美委員、高村ゆかり委員、長山浩章委員、松村敏弘委員、松本真由美委員

**○オブザーバー**

東京電力パワーグリッド株式会社 片岡経営企画室兼系統運用部副室長、電力広域的運用推進機関 大山理事長、日本地熱協会 後藤理事、株式会社エネット 谷口代表取締役社長、（一社）日本風力発電協会 祓川副代表理事、電気事業連合会 藤本専務理事、（一社）太陽光発電協会 増川事務局長、（一社）日本有機資源協会 柚山専務理事、送配電網協議会 山本理事・事務局長

**○関係省庁**

環境省、農林水産省、国土交通省

**○事務局**

能村新エネルギー課長

**○議題**

- （1） エネルギーミックスの進捗状況（関係省庁ヒアリング）
- （2） FIT/FIP 制度の適切な運用

## ○議事要旨

(1) エネルギーミックスの進捗状況（関係省庁ヒアリング）

### <環境省関係>

#### 委員からの主な意見・質問は下記の通り

- ・ 政府実行計画の進捗について、評価を教えてください。
- ・ 予算を大規模に投じる事業が展開されているが、その成果が明瞭ではない。広く薄くやるだけだと効果が薄いこともあるので、費用対効果もしっかり見てほしい。
- ・ 導入目標への進捗や具体的施策の取組状況について、定量的データが少ない。例えば、何らかの再エネ導入支援を行う条件として、対象者から定量的データを提出してもらうなどしてはどうか。
- ・ 公共部門の建築物の50%以上に太陽光を設置することを目指すなど意欲的な取組が記載されているが、2030年までに6GWの導入容量は達成できるのか。現時点では1GWにとどまっているが、取組を進めている自治体とそうでない自治体の差異や、重点的に取り組むべき施設について見解を伺いたい。
- ・ 政府施設のうち太陽光を設置可能な建築物及び敷地に速やかな導入を求める。政府施設においてペロブスカイトの導入が進めば、それに応じて技術力も高まるだろう。
- ・ 公共施設の50%目標は、地域による日射量の違いや出力制御なども考慮しているのか。一律に50%目標でよいのかは考えるべき。
- ・ 温対法に基づく促進区域について、2030年に1000市町村という目標に対して現時点は12市町村しか指定されておらず、遅れているのではないかと。自治体からは、ゾーニングに知見のある職員がいないなど、環境省の手助けがないと厳しいという意見があった。導入加速に向けた抜本的な制度見直しも含め、策を提示してもらいたい。
- ・ 促進区域指定のほとんどが屋根設置の太陽光だが、屋根ばかりなのは疑問。地域の合意形成を必要とするところでしっかり促進区域の設定が進むよう、進め方を工夫してほしい。
- ・ ゾーニングは市区町村だけでは難しいので都道府県の関与も必要。また、買取制度との関係でどのように促進していくか、省庁間の連携を期待。
- ・ 脱炭素先行地域はたくさん選定されて自治体イニシアティブで進んでいるが、温対法の促進区域との関係はどうなっているのか。温対法の促進区域の仕組みや温対法の自治体の目標設計とどうリンクされるかがカギになってくるのではないかと。
- ・ 先行地域と促進地域、そして横断的施策という観点では、農山漁村再エネ法での取組との連携が重要。連携を通じて費用対効果を統一的に把握する試みを行うべきではないかと思うがいかがか。
- ・ PPAのような買取制度によらない再エネ促進が進んでいるが、実際どれだけの導入量

があるのか、把握・進捗管理する手段についてエネ庁でも検討してほしい。

- ・民間企業による太陽光自家消費の促進は、オフィス街や工場集積地、住宅密集地など地域ごとの特徴を確認すべき。ソーラーカーポートやEVスタンドなど様々な選択肢を持ったうえで、地域の生活スタイルに応じたきめ細やかな支援が必要。
- ・地熱開発の加速化が記載されているが、実態はあまり進んでいない。環境省としての促進策について伺いたい。

(環境省及び事務局から回答)

### <国土交通省関係>

委員からの主な意見・質問は下記の通り

- ・各政策の導入目標の設定、進捗状況の確認はしっかり進めてほしい。
- ・SAFについては国内調達量が絶対的に不足していると思われることから、官民協議会での議論を加速させる必要があるのではないか。とりわけ海外含めたサプライチェーンの構築は重要だが、そのような取組の進捗について伺いたい。また、中長期的にはバイオマス燃料の効率的な生産技術を開発育成していくことが重要。本邦エアラインから前向きなコミットメントを求めることが必要なのではないか。
- ・空港以外のインフラ部門における進捗や目標に関する数値データがほしい。
- ・大手住宅メーカーの新築住宅やマンションについては、ZEH化が進んでいると把握。進捗状況について国交省が把握している情報はるか。
- ・省エネ性能をさらに向上させる基準を設定するとともに、東京や川崎は日照条件の違いも考慮して制度設計して、ビルダーに義務化をしている。これと同様の義務化を検討してもらいたい。
- ・ZEHの義務化については、これまでの議論踏まえて合理的な方策がないか、前向きな議論をするべき。
- ・空港は、先行的な取組が進んでおり、目標、計画、実施をトータルで支援するスキームができている。鉄道についても具体的な目標設定や支援策の具体化が必要。コスト効率性の観点はあると思うが、あまりにコスト効率性のみを強調すると、当該施設の便益を見失ってしまう。インフラはレジリエンスという意味でも便益があると承知。このように多面的な便益を評価して施策をお願いしたい。
- ・電力会社と国交省の水系管理は連携できているのか。同じ水系なので一緒にやった方が効率的ではないか。
- ・空港以外への再エネ設置について、ペロブスカイトを活用することで、これまで設置が難しかった部分にも期待できる。
- ・駐車スペースがセットになるインフラには、EVをセットにするなどして進めてもらいたい。進捗状況についても知りたい。

- ・下水道の利用について、エネルギーも考えるべき。貴重なバイオガスを燃やして電気にするのが良いのか、都市ガスの原料にするのが良いのか、検討を深めないといけない。本来ならガスとして使用するのいいのに、発電利用に傾斜していないか。
- ・所有者不明土地法について、利用実績や直近で利用される予定のものなど、具体的な実施状況がイメージできるものはあるか。
- ・所有者土地不明法改正について、地域福利増進事業の事例に再エネ施設が設定されているのに、実際利用がないのはもったいない。自治体や利用者が確実に取り組める工夫を考えてほしい。

(国土交通省及び事務局から回答)

### <農林水産省関係>

#### 委員からの主な意見・質問は下記の通り

- ・政策ごとの導入目標の設定、進捗状況の確認はしっかり進めてほしい。
- ・農村漁村再エネ法の取組を先行地域や促進地域での取組と連携させることも必要。
- ・農村漁村再エネ法について、経済規模ベースで600億という目標が掲げられているが、導入容量ベースにするとどうなるのか。より意欲的な目標を示してはどうか。
- ・耕作放棄地の拡大が見込まれる中、農家の所得向上のためにバイオマス発電に対し積極的に取り組んでいく必要がある。発電用・熱需要用それぞれに目標値を設定し、地域ごとの取組に落とし込んでいくことが求められているのでは。
- ・ソーラーシェアリングの農地転用許可がされていない事例があると伺っている。衛星画像で確認・監視することも進めてほしい。また、発電収入を活用して営農するなどの優良事例を横展開してほしい。
- ・森林法の林地開発許可の適用範囲変更に伴う許可申請の増加については、正確に把握して今後の政策に生かしてほしい。
- ・バイオマスは、ある程度効率的でないとは持続可能でない。運搬できる人や林道整備が必要になるので、総合的に考えて補助金の再編等をお願いしたい。
- ・バイオマスについて、いたずらに施設や原材料を増やせばよいというわけではなく、混焼の問題なども踏まえ、環境への影響も踏まえて検討すべき。
- ・ウッドショックや大型発電所建設によって木材供給がひっ迫しているが、安定調達のために現行の利用目標の引き上げが必要ではないか。

(農林水産省より回答)

### (2) FIT/FIP 制度の適切な運用

#### 委員からの主な意見は下記の通り

- ・事業の転売譲渡が頻繁に行われている中で、譲渡先に廃棄義務が適切に引き継がれるよう監視すべき。
- ・今後、買取終了案件の増加に伴い、小規模事業者による放置事案が顕在化するのではないかと懸念される。廃棄義務者を明確化する措置を早期に検討する必要がある。
- ・廃棄したパネルは場合によっては再利用できるのではないかと懸念される。一方で、再利用の場合は処分と比べてその後の把握が難しく、再利用と言いながら山に野積みにして実際はリサイクルしないなどの場合も想定される。処理の責任を明確化すべき。

#### **(事務局)**

- ・放置対策については、先回りして制度措置できるように、引き続き検討していく。
- ・再利用の要請があるものの、地域・社会が向き合っている現状の課題としては設備が廃棄されずに放置されることの問題が大きいことから、今回は適切な廃棄を担保することを求めていく。
- ・譲渡をした場合でも廃棄の義務は存在しており、確実に履行されるよう対応していく。特に廃棄積立について、継続的に事業者が変わっても制度的に適正な廃棄等を担保できるように検討していく。

#### **(委員長)**

- ・基本的には事務局提案に異論はなかった。速やかに必要な制度的な対応をとっていただきたい。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365